



交通安全情報No.73

ストップ・ザ・交通事故

平成30年10月9日
警察本部交通部
交通総合対策センター

北海道知事から 飲酒運転根絶緊急対策 の実施が発表!!

平成30年10月9日、北海道知事から、「飲酒運転根絶緊急対策」の実施が発表されました。

※ 北海道飲酒運転の根絶に関する条例に基づくもの。

○ **対策地域**
札幌市

札幌市における同対策は本年**4回目**（札幌市内で飲酒運転の逮捕事案が連続した3日間で4件発生）

○ **対策期間**

10月9日（火）から10月15日（月）までの7日間

○ **主な対策実施内容**

北海道、札幌市を始めとする関係機関・団体が中心となり、飲酒運転根絶に向けた広報・啓発、街頭指導活動を実施
北海道警察では、飲酒運転取締活動を強化



□ 運転者以外の罰則

車両提供罪→飲酒運転をするおそれのある人に車両を提供すること。
酒類提供罪→飲酒運転をするおそれのある人に酒類を提供すること。
同乗罪→運転者が飲酒していることを知りながら、要求・依頼して同乗すること。

「飲んだら乗らない、乗らせない」 一人ひとりが強い気持ちで根絶を！